



目次

告 示	ページ
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定納付受託者の指定 (政策企画課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の名称の変更の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出 ( )	1
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	1
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認 (会計管理課)	2
○高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更の届出 ( )	2
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	2

告 示

高知県告示第559号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和7年9月9日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月9日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
東京都港区港南一丁目2番70号	株式会社JALUX	インターネットを利用して納付される「こうち	令和7年9月9日から令和

	ふるさと寄附金」に係る寄附金	8年3月31日まで
--	----------------	-----------

高知県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和7年9月9日

高知県知事 濱田 省司

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	特別養護老人ホーム丸山長寿園	室戸市室津1582番地	社会福祉法人むろと会 室戸市室津1582番地	令和7年6月1日
変更後	特別養護老人ホームセーラスむろと			

高知県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年9月9日

高知県知事 濱田 省司

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日

高知県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年9月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月9日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 春野赤岡
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市春野町甲殿字高森1452番1から高知市春野町甲殿字高森1450番1まで	前	4.2 }	132
	後	7.6 }	132

高知県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年9月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月9日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 桂浜はりまや
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市横浜西町1402	前	21.9 }	32

番5から 高知市横浜西町1403 番1まで		31.7	
	後	21.9	32
		21.9	

高知県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年9月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下山越知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町庄田字 胡麻ノ坂1129番12か ら	前	4.5	675
		19.0	
高岡郡佐川町庄田字 道ノ表950番1まで	後	9.0	675
		27.1	

高知県告示第565号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
一般社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会  
会長 吉村 保利
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
一般社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会  
(変更後) 吾川郡いの町枝川200番地

一般社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会

- 3 変更承認年月日  
令和7年8月28日

高知県告示第566号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称  
(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
一般社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会  
(変更後) 吾川郡いの町枝川200番地  
一般社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会
- 2 変更年月日  
令和7年3月20日

監 査 公 表

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年9月9日

高知県監査委員  
7 高行管第166号  
令和7年6月27日

高知県監査委員 様

高知県知事

令和6年度行政監査結果に対する措置について（通知）

令和7年3月27日付け6高監報第16号で報告のありました、令和6年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

第1 監査委員の意見

- 1 指名型の採用について  
ガイドラインでは、公募型による募集が標準とされているが、市町村振興課の「令和5年執行参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙及び高知県知事選挙啓発委託

業務」、保健政策課の「令和5年度健康づくり推進キャンペーン実施委託業務」及び健康対策課の「令和5年度がん検診受診率向上キャンペーン実施委託業務」は公募が可能と認められるが、指名型が採用されていた。

指名型を採用する場合には、十分に検討されたい。

- 2 事業者の募集及び周知について  
ガイドラインでは、募集要領の公示又は指名通知から企画提案書の提出までの期間は1か月程度を確保するように努めることとされているが、30日に満たないものが半数近くを占めていた。  
多くの参加者のもと、より優れた提案を選定するため、それぞれの業務に応じた適切な期間の設定に努められたい。  
また、公募したものの参加者が1者のみであった業務が3割を超えていることから、更なる周知に努められたい。
- 3 審査結果の公表について  
ガイドラインでは、審査結果について、ホームページに掲載するなど積極的に公開することとされているが、公表していない業務が散見された。  
公平性及び透明性を確保するため、公募型、指名型を問わず、積極的に公表されたい。

第2 措置の内容

1 指名型の採用について

(1) 市町村振興課

本委託業務は、県民に選挙の周知をするとともに、投票参加の呼びかけを行うことで、投票率の向上につなげていくことを目的としており、その目的を達成するためには、啓発内容が重要であるとともに、公職選挙法を熟知しているなど、選挙に関する専門性を有することが必要であるため、指名型による募集を行っていました。

今回の選挙からは、選挙啓発の事業実績があることを応募要件に定めたいと、公募型により実施するよう、見直しを行いました。

(2) 保健政策課

本委託業務は、テレビCMや業者既存のSNS利用等の広報業務も含まれるため、事業内容から参加者が限定されること、企画提案書の作成期間がより長くとなると考えたことから、指名型を採用したものです。

令和7年度と同業務においては公募型を採用しました。

(3) 健康対策課

本委託業務は、テレビ及びラジオCM、高知新聞への広告掲載、高知商工会議所広報紙への広告掲載等の広報業務が含まれていることから、参加者が業務実績のある者に限定されることが考えられたため、指名型を採用したものです。

令和7年度と同業務においては公募型を採用しました。

<p>2 事業者の募集及び周知について</p> <p>3 審査結果の公表について</p> <p>会計管理課 ご意見については、令和7年2月14日の「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」の改正に含まれる内容となっています。</p> <p>(改正内容抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画提案書の提出期限を少なくとも1か月程度確保することに加え、より競争性を確保する観点から複数参加者確保に向けた具体的取組（説明会のオンラインでの開催やアーカイブも一定期間残し多数の者が閲覧できるようにすること、各種期限を長めに設定することなど）の例示</li> <li>結果的に1者しか参加しない場合でも審査が形骸化しないよう契約候補者になるための最低得点数等の設定</li> <li>参加者への審査結果通知及び審査結果の積極的な公開（ホームページへの掲載など）にあたり、総得点のみではなく各審査項目の得点を含めて実施すること</li> </ul> <p>今後は、これらについて、「会計管理局だより」（令和7年7月発行予定）や会計事務実務研修において周知徹底してまいります。</p> <p>さらに、日頃の歳出書類審査を通じてプロポーザル実施所屬への支援を継続してまいります。</p> <p style="text-align: right;">7 高教政第251号 令和7年6月18日</p> <p>高知県監査委員 様</p> <p style="text-align: right;">高知県教育長</p> <p>令和6年度行政監査結果に対する措置について（通知）</p> <p>令和7年3月27日付け6高監報第16号で報告のありました、令和6年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 監査委員の意見</p> <p>(1) 審査委員の選定について</p> <p>ガイドラインでは、審査委員は県庁外の第三者を中心として構成するとしているが、高等学校課の「高知県立高等学校基礎学力把握検査（基礎力診断テスト）委託業務」及び「高知県立高等学校基礎学力把握検査（スタディーサポート）委託業務」においては、全ての審査委員が県職員で構成されていた。</p> <p>審査委員の選定理由は「提案について校内での活用方法を具体的にイメージしながら評価することができる学校関係者を委員として選定することとする」としているが、公正性、透明性及び客観性を高める観点から、県立学校以外の教員な</p>	<p>ど、県庁外の第三者を審査委員に選定することについて検討されたい。</p> <p>2 措置の内容</p> <p>(1) 審査委員の選定について</p> <p>学力定着把握検査は、学力向上や学習意欲高揚等のために生徒一人一人の状況に応じて授業等の指導で細かく活用するものであることから、提案について校内での活用方法を具体的にイメージしながら評価することができる学校関係者を審査委員として選定してきました。</p> <p>今後は、県職員以外の学校関係者の知見も取り入れることを検討します。</p>	
---	--	--